

湯の郷・雪の郷・りんごの郷

広報

# おおわに

1月号  
令和5年  
(2023年)  
No.732



## 今月のおもな内容

- ◇町長新年挨拶・・・・・・・・・・・・・2
- ◇まちの話題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ◇まちのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- ◇こちら警察・消防！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- ◇おおわにかわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- ◇月替わりの掲載コーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- ◇わが家のめぐり募集など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 26

## 『住みたい・住み続けたい』

## 心豊かに暮らせるまちづくり

**明** けましておめでとうございます。町民の皆様におかれましては、健康やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、町政運営に関しましては、特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

**と** て、現下喫緊の課題として、新型コロナウイルス感染症の流行の継続、それに伴う人流の停滞による各種産業、ことに観光業の大幅な落ち込みは、基本的な感染症対策の徹底や新しい生活様式が定着し、ワクチン接種が進むことでやや持ち直しの傾向が見え始めたものの、地域経済が回り始めたことで再び感染拡大局面に入り、厳しい状況が続いております。また、

今冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されるところでもあります。引き続き医療関係機関と連携を図りながら、ワクチン接種体制を継続しつつ、町民の安全で安心な日常生活を取り戻すため、様々な施策を着実に展開してまいります。

**ま** た、コロナ禍の影響で遅れが生じていた町立診療所の建設です

が、ようやく着工にこぎつけることができました。町に真に必要な診療所として令和5年度開所を目的に引き続き整備を進めてまいります。

**昨** 今頻発する災害への対応も喫緊の課題であります。昨年8月には、各地で記録的な大雨に見舞われ、

県内でも津軽地方を中心に甚大な被害をもたらしました。本町においては、幸い河川の大きな氾濫には至らず、人的被害や住家被害はありませんでしたが、農地の冠水や土砂崩れ、道路の法面崩壊など多数の被害が発生し、現在も早期復旧に向けて災害復旧事業に取り組んでおります。「災害に強いまちづくり」の重要性を再確認したところであり、非常用物資の備蓄や消防車両の更新等を継続し、また、防災拠点となり得る役場庁舎の建て替えにつきましても、新年度から本格的に検討を進めてまいります。

**町** の主要産業の農業振興策は、生産者の足腰を強靱にするべく、農業生産施設整備に対しての支援強化、コロナ禍での物流停滞や国際情勢

などによる資材高騰への支援や減収対策支援など、多面的で重層的な対策で農業を支えてまいります。

**ま** た、「湯の郷おおわに健康長寿宣言」の下、様々な健康推進事業に取り組んでまいりましたが、令和4年4月から高校生までに拡大した医療費無料化を継続し、また、産婦健診費用の助成など、子どもを産み育てやすい町の実現を目指してまいります。

**現** 在策定を進めている第6次町振興計画については、人口減少・少子高齢化の進行に加え、コロナ禍における新しい生活様式への変化、原油・エネルギー価格その他物価の高騰など、これまで経験したことのない時代への転換期を迎える中、本町が飛躍していくため、今後10年間の目指すべき町の姿をしっかりと定めてまいりたいと考えております。

**行** 政需要が複雑多様化する中、財政状況は依然として厳しい状況ではありますが、合理的で機能的な行政運営に努め、引き続き財政規律を堅持し効果的な財政運営を推進



していくとともに、最重要課題である人口減少の克服、町の主産業である農業を主体とした事業承継、産業振興及び観光振興など、今後も積極的に取り組んでまいれる所存です。

**す** べての町民の笑顔を守るため、これからも「安全・安心」に

「健やか」で「心豊か」な暮らしができ、また、「温かい」と感じ「住みたい、住み続けたい」と思っていただけるよくなまちづくりに、職員と一体となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**本** 年が町民の皆様にとりまして、健康で実り多い年となりますよう心から御祈念申し上げます、新年の御挨拶といたします。

大鰐町長 山田 年伸



**ふるさと自慢わがまちCM大賞  
「コピー賞」受賞！**

今年で21回目となる「ふるさと自慢わがまちCM大賞」の最終審査会が令和4年11月13日(日)、県立保健大学(青森市)で開催されました。

県内37市町村が応募し、審査の結果、当町のCM作品「未来へのシャッター」若者たちが大鰐を元気に!!」が「コピー賞」を受賞しました。当作品は、「町に移住した若者たちが空き店舗となった店のシャッターを次々と開け、未来への希望を切り開いていく」といった内容になっています。

今回受賞したCMは、ABA青森朝日放送で年間50回放送される予定です。

**東北地区スポーツ推進委員  
功労者表彰**

青森県総合社会教育センターで令和4年11月23日、令和4年度東北地区スポーツ推進委員功労者表彰が行われ、本町スポーツ推進委員の松岡昌子氏が表彰を受けました。

松岡氏は平成12年から21年間にわたり本町のスポーツ推進に寄与いただいております。

なお、スポーツ推進委員は、町におけるスポーツ推進のため、住民に対するスポーツ実技やその他スポーツに関する指導及び助言を行っています。



**まるごと大鰐秋の感謝祭が開催**

まるごと大鰐秋の感謝祭が11月19日(土)、20日(日)の2日間にわたり開催され、令和元年度に開催されて以来、3年ぶりの開催となりました。

19日には、「アルプスおとめ」や「ライスポール」のライブ、20日には、りんごの重さ当てクイズやプロのマジシャンによるマジックの披露などが行われたほか、町農業青年会議による大鰐産のリンゴの販売、東北町の長いも・ごぼうや大鰐温泉もやしの販売は大人気で、長蛇の列ができていました。

**町教育長に前田了二氏が就任**

11月28日に開催された大鰐町議会第6回臨時会において、教育長に前田了二氏を任命することについて、原案同意され11月29日、町長室において山田町長から辞令が交付されました。

前田教育長は「子どもから大人まで誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるという願いを根本におき、これから頑張っていきたい」と抱負を述べ、山田町長は「町教育行政の推進にご尽力いただきたい」と激励しました。

任期は、令和4年11月29日から令和7年11月28日までとなります。

## 「青森県 UI ターン (※)・交流フェア」に参加しました！

首都圏から青森県への移住を促進するため、移住に役立つ情報の提供や個別相談会を行う「青森県 UI ターン・交流フェア」が東京交通会館（東京都千代田区）で開催され、当町含む県内25市町村が参加しました。フェアでは、仕事や暮らし、住まいの専門家への相談や、先輩移住者トークイベントのほか、市町村への個別相談会が行われました。

当町のブースには、青森県への移住を検討する方10組14名が訪れ、「大鰐町がどのような町なのか」、「どのような暮らしができるのか」について相談し、町職員が応じました。

町ではオンラインによる移住相談を随時受け付けております。当町へのUターンや移住をご検討されているご家族やお知り合いの方がいらっしゃいましたら、まずは右記までご相談ください。

※UIターンとは：「Uターン」と「Iターン」のこと。「Uターン」とは、地方出身者が、都市部で進学・就職後に再び出身地に戻ることに、 「Iターン」とは、都市部出身者が、進学・就職のために地方へ移住することをいう。



### ■お問合せ

企画観光課移住定住促進係 ☎55・6561（直通）

## 久吉ダム水道企業団からお知らせ

### ●冬期間の『水道料金』について

1月から3月までの冬期間は積雪等により検針が困難なため、水道メーターの検針は行っておりません。

このため、1月から3月までの水道料金については、10月から12月までの3ヶ月分の平均使用水量を各月の使用量とみなし、料金を算定して請求させていただいております。なお、過不足が発生した場合は、4月以降に精算しております。冬期間における水道料金等のご不明な点については、企業団までお問い合わせください。何卒ご理解とご協力をお願い致します。

### ●水道の凍結について

冬期間の凍結による水道管の破損には、十分注意し

ましょう。

万が一水漏れがあった場合は、当企業団指定業者にて修理してください。

※凍結防止のための水の出しっ放しは、軽減対象にはなりませんのでご了承ください。

### ●水道使用の開始・中止について

水道の使用を開始・中止される場合、予定日の4～5日ほど前までに企業団までお問い合わせください。



### ■お問合せ

久吉ダム水道企業団 ☎48・2229

☎ 48・2335  
**■お問合せ** 大鰐町商工会



◆商品券取扱店舗の皆さまへお願い◆  
 ・使用期限を過ぎた商品券は受け取らない  
 ください。  
 ・商品券の換金受付期限は、令和5年2月  
 10日（金）となっております。期日までの  
 換金手続きをお願いいたします。

「おおわに応援商品券」及び「おおわに  
 プレミアム商品券」の使用期限は、令和5  
 年1月31日（火）までとなっております。  
 使用しなかった商品券の払い戻しはでき  
 ません。まだお手元にある方はお早目にお  
 使いください。  
 商品券取扱店舗には、ポスター、ステッ  
 カーを貼り出しています。

「おおわに応援商品券」「お  
 おわにプレミアム商品券」の  
 使用期限がせまっています！

【令和5年度 住民参加型まちづくり事業 1次募集】

## 住民団体が主体的に取り組むまちづくり活動を支援します！

町では、住民団体が主体的に取り組む新たなまちづくり・地域づくり活動に対し、予算の範囲内において資金助成等によって支援します。

令和5年度は、これまでの「一般部門」に加え、「スタート部門」を新設します。「まちづくり活動を始めてみたいけど、人前でプレゼンテーションするのはちょっと・・・」という方は、ぜひ「スタート部門」から始めてみてはいかがでしょうか。

(※本事業は令和5年度当初予算案が可決された場合に事業実施となります。)

### ●対象事業

地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業など。

### ●対象となる経費

対象事業を実施するために直接必要な経費で、次に定める項目とします。

項目	対象となる経費
講師等謝礼	外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等
交通費	講師等への交通費、宿泊費
消耗品費及び原材料費	補助事業の実施に直接必要な消耗品費・原材料費
燃料費	作業等に必要の機材・車両等の燃料費
印刷製本費	ポスター・チラシ、資料等の印刷代・コピー代など
通信運搬費	周知・連絡等に要する郵便料等
保険料	参加者等に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の借上料

項目	対象となる経費
備品購入費	補助事業の実施に直接必要な備品購入費 ※「スタート部門」については対象外
その他	審議会の意見を聴いて町長が必要と認めたもの ※対象経費判定については、個別に経費の内容を審査

### ●補助金の額

#### 【一般部門】

補助対象経費合計額又は50万円のいずれか低い額以内の額（千円未満切り捨て）

#### 【スタート部門】

補助対象経費合計額又は20万円のいずれか低い額以内の額（千円未満切り捨て）

### ●1次募集期間及び事業の実施期間

#### ▶募集期間

令和5年1月4日（水）～令和5年2月3日（金）

#### ▶プレゼンテーション及び書類審査（スタート部門は書類審査のみ）

令和5年2月下旬

#### ▶事業の実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

募集要項、選考方法等詳細については、下記へお問い合わせください。

### ■お問合せ・お申込み

企画観光課企画係 ☎55・6561（直通）

～令和4年度に実施した「住民参加型まちづくり事業」を一部ご紹介します～

<p>阿闍羅ママチャリGP実行委員会</p>  <p>ママチャリ耐久レース「阿闍羅ママチャリGP 2022」を開催。</p>	<p>大鰐ねぷた焔瑛會</p>  <p>参加者を募り、ねぷた運行を実施。</p>
---	--

～町外にお住まいのご家族やご親戚、ご友人などにぜひご紹介ください～

## ふるさと納税で大鰐町を応援しませんか？

ふるさと納税とは、「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」といった皆さんの思いを実現するための寄附制度です。寄附先は出身地に限らず、全国の自治体から自由に選ぶことができます。

町では、ご寄附をいただいた町外在住の皆さまに感謝の気持ちとして、特産品等の返礼品を多数ご用意しております。大鰐町を応援してくださる方にぜひご紹介ください。

大鰐町のふるさと納税は、「さとふる」「楽天ふるさと納税」のサイトからお申込みでき、各サイトへは町ホームページからアクセスできます。詳しくはページ下段の二次元コードから！

※町内在住の方からの寄附に対しましては、返礼品をご提供することはできませんのでご了承ください。

※下記は、返礼品の一部となります。その他の返礼品については、ふるさと納税の各サイトをご覧ください。

※インターネットの環境がない方でふるさと納税したいという方は、下記までお問い合わせください。

葉とらずサンふじ 3kg	「大鰐温泉もやし」(鮮度保持袋入り) 5束セット	大鰐 oisui ～セット (カレー180g、ポタージュ150g、青天の霹靂精米2kg)	木のプレート / 森のあしあと S 2枚入
葉摘みせず育てた「葉とらずりんご」葉っぱからの養分でジューシーで甘くなります。 	伝承400年を誇る、大鰐町の特産品！温泉水のみを使用して土耕栽培で育てられています。 	スパイシーなカレーと大鰐温泉もよしの風味を活かしたポタージュスープを青天の霹靂と一緒にどうぞ。 	県内に生息する野生動物の足跡をテーマにした木製皿。表に足跡、裏にその動物が描かれています。 
寄附金額：10,000円～	寄附金額：10,000円～	寄附金額：10,000円～	寄附金額：20,000円～

### 返礼品協力事業者募集中

町では、寄附者への返礼品を提供していただく事業者を随時募集しております。

#### ◆ポイント◆

- ①掲載料や手数料などの費用負担なく、自社商品をPRできます。
- ②返礼品発送時に自社パンフレットなどを同封し、自社をPRできます。
- ③商品代金と送料は町が負担します。



☞ふるさと納税についてはこちら

### 令和3年度ふるさと納税活用事業

皆さまからの寄附を以下の事業に活用させていただきました。

- ①移住定住促進住宅整備支援事業補助金
- ②子ども医療給付費
- ③大鰐の元気！もりもり子育て応援事業費
- ④茶白山展望台改修事業費
- ⑤空き家家財道具等処分費補助金
- ⑥大鰐小学校ICT教育振興事業費
- ⑦大鰐中学校ICT教育振興事業費

#### ■お問合せ

大鰐町企画観光課企画係

☎55・6561 (直通)

## 結婚新生活支援事業補助金のご案内

町では、少子化対策や活力あるまちづくりを推進するため、婚姻に伴う新生活に係る費用（住宅費、引越費用、リフォーム費）の支援をします。申請をご検討されている方は、お早めにご相談ください。

### ●募集期限

令和5年3月31日（金）

※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）

【受付時間 8時15分～17時（土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）】

### ●対象者

令和4年1月1日以降に婚姻した夫婦で、年齢49歳以下、世帯所得400万円未満の方

### ●対象費用

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った次の費用

- ・新居の購入費、新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居への引越しに伴う引越業者や運送業者に支払った引越費用

・結婚を機に新たに住宅をリフォームする際にリフォーム業者に支払った費用

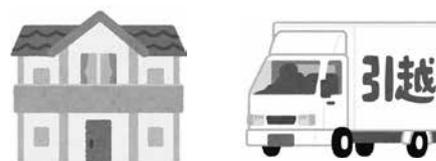
※倉庫、車庫や門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及び洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

### ●補助（限度）額

1世帯当たり上限30万円

※補助金は、千円未満切り捨てした額となります。

※補助対象に含まれないものがありますので、必ず事前にご相談ください。



### ■お問合せ

企画観光課企画係 ☎ 55・6561（直通）

## 大鰐町地域おこし協力隊を募集します！

町では、都市住民の移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため、「ふるさと教育」をミッションとする地域おこし協力隊（※1）を募集します。

「都市からの移住を検討し、地域と関わる活動をした方が身近にいらっしゃいましたらご案内ください。

募集内容は次のとおりです。

●募集人数 1人

●募集期間

令和4年12月1日から令和5年1月31日まで

●任用期間

任用の日（令和5年4月1日予定）から1年（最長3年）

●活動内容

- ①地域団体等と連携したふるさと教育関連活動への参加、スポーツイベントの企画・提案・実施等のスポーツ振興
- ②上記に係る活動や行政・暮らし・観光等の情報発信活動（SNSを活用した周知）
- ③その他受入先（大鰐町企画観光課）及び関係課より指示される活動

申込方法や詳しい内容についてはこちらから



（※1）「地域おこし協力隊」とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動を行いながら定住・定着を図る取組です。



### ■お問合せ

企画観光課移住定住促進係 ☎ 55・6561（直通）

# インタビュー



## カフェ&バー From O (フロム・オー)

さかもと ようじろう しまつ しょうた  
**坂本 洋治郎** さん (写真左) / **嶋津 将太** さん (写真中央) / やまもと せいや  
**山本 晴也** さん (写真右)

【店舗場所：大字大鰐字大鰐 4-1】

**坂本さん**：大鰐町出身。大学進学のため上京し、そのまま東京で就職。2020年にUターン（※1）。

**嶋津さん**：大鰐町出身。就職のため上京し、そのまま東京で就職。2022年にUターン。

**山本さん**：大鰐町出身。北海道の大学卒業後、東京で就職。2021年にUターン。

町補助金（※2）を活用し、築50年の元菓子店を改修、カフェ&バーとしてオープン。ドリンク類のほか、サンドイッチやパスタなども提供。



### ◆ 起業のきっかけは？

「大鰐から出たい」と一旦上京しましたが、地元の仲間から大鰐の近況を聞いたたび、地元に戻って何かしたいという思いが強くなりUターン。周りのサポートもあってカフェを開業しましたが、「若者が集まる拠点を作りたい」「大鰐の魅力を発信したい」と思ったのが、起業のきっかけです。私たちのやりたいことは、地元・大鰐を盛り上げること。そのために自分たちに出来ること、やりたいことを一つずつ形にしていきたいです。

### ◆ やりがいを感じる時は？

一番やりがいを感じるのは、大鰐の皆さんに来店してもらえた時です。町のお店として認めてもらえたような気がして感慨深くなります。広く県内外から集客できるようなお店を目指していきたいです。



### ◆ これから起業を考えている方へ

大鰐町には起業を後押ししてくれる制度や地域活性化のための取組がさまざまあります。それらを活用すれば、資金面での不安も解消できるのではないのでしょうか。私たちも協力を惜しみません！一緒に大鰐を元気にしましょう！

（※2）町補助金：大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金。空き店舗等を活用して新たに開業する方に対し、店舗の改修等に要する経費の一部を補助するもの。



### ◆ どんなお店にしたいですか？

**水口さん**：地域に長く根ざした、地元の人からも観光客からも愛されるようなお店にしていきたいです。

**長内さん**：店名には「町に光を当てる」という意味と、「店の右側を間借りしている」という意味が込められています。移住し好きになった町を盛り上げられるようなお店を目指したいです。

# 移住・起業家

## お惣菜とおやつのお店 Casa del Pelo (カサ・デ・ペロ)

ふじた みすず  
藤田 美鈴 さん

【店舗場所：大字大鰐字大鰐 48-1】

大鰐町出身。高校卒業後、就職のため上京。2015年にUターン（※1）。

町補助金（※2）を活用し、築30年程の元ジェラート店を改修・オープン。  
地元野菜を使ったヘルシーなお惣菜と手作りおやつを提供。



### ◆ 起業のきっかけは？

最近、「町を活性化したい」という理由で起業する方が増えていますが、私の場合はそんなカッコいいものではなく、老後を考えたくて生活の糧になればという思いからでした。長年事務職をしてきましたが、食べることと料理が好きなこと、町内に手作りのお惣菜やお菓子を売るお店が少なかったことから、「そんなお店があったらいいな」と思い、起業しました。

### ◆ やりがいを感じる時は？

やはりお客さんが「美味しかった」と言ってくださったり、再来店してくださる時です。お店に何度も足を運び、「頑張ってるね！応援してるから！」と声をかけてくださると、「起業して良かったな」と思えます。



### ◆ これから起業を考えている方へ

まだオープンして半年も経っていませんが、私でも起業出来たので誰にでも出来ると思います！オープン後に感じたのは同業者の温かいサポートです。アドバイスして下さる飲食店の先輩や、色々情報交換できる開業同期の仲間もいたり、大鰐は温かい町だと日々感じています。「やりたい」を実現するには良い環境ではないでしょうか。

（※1）Uターン：地方出身者が都市部で進学・就職後に再び出身地に戻ってくること。

## Craft & Cafe RAITO (ライト)

みずぐち きなり  
水口 樹成 さん (写真左) / おさない ゆうい  
長内 優衣 さん (写真右)

【店舗場所：大字大鰐字前田 68-10】

「大鰐まちづくり笑社（しょうしゃ）株式会社」(代表取締役：相馬康稷氏)が1960年から続く駅前の土産店を一部間借りし店舗として改装。スタッフを募集したところ、青森市で働いていた2人が採用となり、大鰐町へ移住。

店舗では、自家焙煎コーヒーや有名スイーツ店のアップルパイなどの提供、青森のクラフト作品などを取り扱っている。



### ◆ 大鰐町の印象は？

水口さん：大鰐に来たことはありませんでしたが、住み始めて良い町だと感じています。自分の性に合っている気がしています。

長内さん：先日、下校中の子ども達が挨拶をしてくれました。青森市で働いていた時はそんな経験がなかったのでびっくりしたと同時に、人と人との関係が温かい町だと感じました。

地域包括支援だより

あなたの暮らしを支える  
「医療」と「介護」

～病気になっても住み慣れた地域で暮らしたい～

高齢化が進み、支援がなければ在宅での生活ができず病院や施設で長期間過ごす方が増えています。しかし多くの方は、住み慣れた自宅での生活を望んでいます。

令和2年に65歳以上の方を対象に調査を実施したところ、介護認定を受けていない約6割の方が、認知症や寝たきりの状態になってもできる限り自宅で生活したいと回答しています。

今回は在宅生活に必要な医療に係る情報をお知らせしますので、いざという時の備えにしましょう。

●在宅生活を支える「医療」

<p>かかりつけ医</p> 	<p>普段から診療を行っている病院の「かかりつけ医」が訪問して診療や健康管理などを行う医療機関があります。</p> <p style="text-align: center;">◆◆ 訪問診療と往診の違い ◆◆</p> <p><b>訪問診療</b> … 通院が困難な方に対して、医師が計画的・定期的に訪問して診療を行います。</p> <p><b>往診</b> … 通院が困難な方に対して、病状の急変などに対応し、不定期に訪問して診療を行います。</p>
<p>かかりつけ薬局</p>	<p>薬局に行くのが困難な方に対して、薬剤師が訪問し、薬に関する説明や相談、服薬管理などを行う薬局があります。</p>
<p>歯科診療所</p>	<p>通院が困難な方に対して、歯科医師が訪問し、治療や口腔衛生指導などを行う診療所があります。</p>
<p>訪問看護</p>	<p>かかりつけ医の指示にもとづき、看護師などが訪問し、病状の経過観察や療養上の世話、診療の補助などを行います。</p>

※訪問対応していない機関もありますので、必ず医療機関や薬局などへ相談しましょう。

大鰐町在宅医療・介護連携支援センター（大鰐町地域包括支援センター内に設置）

高齢者がより安心して在宅生活を送れるように、医療と介護をつなぐかけ橋として設けられた相談窓口です。高齢者本人やその家族だけでなく、医療機関や介護サービス事業所などからの相談も受けつけています。次のような場合はご相談ください。

- 病院からの退院後に、訪問診療や訪問看護などを頼みたい。
- 認知症の症状があり、自宅での薬の服用管理などがうまくできない。
- 自宅で療養している家族の介護に、心身ともに疲れている。 など



■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569（直通）

**65歳以上の要介護認定を受けている方へお知らせです**

75歳以上の高齢者で令和4年12月31日現在（申告対象期間の途中で死亡等により資格喪失した場合は当該資格喪失日現在）要介護1～5に認定されている方に、申請に基づき『障害者控除対象者認定証』を交付します。

希望される方は、町役場保健福祉課介護保険係（⑤窓口）に介護保険被保険者証と申請書を提出してください。後日認定証を送付します。

所得税及び住民税（町県民税）を申告する際に、この認定証を提示することにより、本人またはその扶養者が所得控除（障害者控除）の適用を受けることができます。

※郵送での申請も受け付けております。申請書様式は町ホームページに掲載しております。

※要支援1・2の方は該当しません。

■お問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎55・6568（直通）

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ ～75歳以上の方にお知らせです～

### ●交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず役場住民生活課国保年金係へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

### ●かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

いつも診察してもらう「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言をしてくれたり、必要に応じて専門の医療機関を紹介してくれたりするので安心です。

また、普段から何でも相談できる「かかりつけ薬局」があると、薬歴（薬の服用記録）の管理や飲み合わせ

による副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

複数の「お薬手帳」を持っている場合は、1冊にまとめて管理しやすくしましょう。

### 後期高齢者医療保険料

## 第7期 納付期限

令和5年1月31日（火）まで

### ■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

## 国民年金保険制度のお知らせ

国民年金は、老後や、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことをお知らせしています。（厚生年金保険に加入している方を除く）

### ○国民年金保険料と納付の種類

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,590円です（令和4年度）。

納付方法は「納付書（Pay-easyも可能）・口座振替・クレジットカード」があります。

前納制度をご利用いただくと、毎月払よりも保険料がおトクになります。一番割引率が高いのは、口座振替の2年前納です。

#### ・「付加年金制度」

定額保険料（16,590円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

※付加年金及び前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

### ○学生納付特例制度と免除制度・納付猶予制度

保険料の納付が経済的に難しい場合の手続きをご案内します

#### ・「学生納付特例制度」

本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ・「納付猶予制度」

学生ではない50歳未満で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

#### ・「免除制度」

1号被保険者で、ご本人及び配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合や、失業した場合で納付が経済的に難しい場合などに所得に応じた保険料が免除される制度です。

### ■お問合せ

弘前年金事務所 ☎27・1339

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

## 国民健康保険被保険者のみなさまへ

～今年度の特定健診はお済みですか？～

### ●特定健康診査とは

特定健康診査（特定健診）とは、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために行うものです。

### ●対象者

大鰐町に住所を有する青森県国民健康保険の被保険者のうち令和4年度中に40歳以上になる人です。

ただし、病院等へ長期入院している人、障害者施設や介護保険施設等に入所している人などは除きます。

対象者には、令和4年5月に黄色の受診券を送付しております。年度途中で資格を取得された方には、随時送付しております。紛失された方は、再発行しますので下記までご連絡ください。

### ●健診の内容

身体計測、診察、尿検査、血液検査、血圧測定、心電図検査などです。

### ●受診の方法

①集団健診・・・今年度は終了しました。（6月・7月・11月実施済み）

②個別健診・・・かかりつけの医療機関で受けられます。

受診できる医療機関の一覧を、受診券に同封していますので、ご確認ください。

受診を希望する人は、直接、電話等で医療機関へ申し込み（予約）してください。

受診の際は、必ず「被保険者証」と「受診券」を持参してください。

●受診券利用期限 令和5年2月28日まで

●料金 年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の健診、上記以外の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

～みなし健診についてのお知らせ～

### ●「みなし健診」とは

受診券を利用せず、職場健診等で受診した際の健診結果を町へ提出していただくことで、再度健診を受診するお体の負担を軽減し、特定健診を受けたこととみなす健診のことです。

### ●必要な検査結果項目

「みなし健診」には、下記の全ての結果が必要です。

①身体計測（身長・体重・腹囲）

②血圧

③尿検査（蛋白・糖）

④血液データ

【血中脂質】 中性脂肪 (TG)、HDL コレステロール、LDL コレステロール

【肝機能】 GOT (AST)、GPT (ALT)、 $\gamma$ -GTP

【糖代謝】 空腹時血糖またはHbA1c

⑤診断医師名 医師の診断

### ●ご協力いただける方は

令和4年度中に実施した健診結果の原本を役場④番窓口までご持参ください。

ご協力いただいた方には、町指定ごみ袋（30L 10枚入）をご用意しております。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

# 住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、「**印鑑登録証（カード）**」がなければ交付ができませんのでご注意ください。

## ●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

## ●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

## ●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】

スマートフォン：



☎：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。

受付時間は、17時～19時となります。手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。

●インターネットからのご予約  
スマートフォン・パソコン

受取予約



申請予約



町HP・「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約

☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいて、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月先までできます。  
※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係  
☎55・6563（直通）

【一時所得のある方】

生命保険金等の受取に係る証明書など

【譲渡所得のある方】（不動産の売却、貴金属や書画を売却して利益を得た方）

売買契約書、特別控除適用に必要な証明書など

④各種控除を受けるために必要な書類

【医療費控除を受けたいとき】

医療費控除の明細書や領収書、医療費通知など  
 補てん金の額がわかるもの（生命保険から受け取った入院給付金や手術給付金など）

【障害者控除を受けたいとき】

身体障害者手帳などの障害の程度がわかるもの

【各種保険料の控除を受けたいとき】

生命保険料、地震保険料などの控除証明書または領収書

社会保険料（国民健康保険税を含む）、国民年金保険料などの控除証明書または領収書

【寄附金控除を受けたいとき】

寄附金の受領書や証明書など

⑤所得税の納付申告をされる方で振替納税を希望する方

申告者の通帳（または金融機関名と支店名及び口座番号のわかるもの）  
 通帳の届出印

⑥所得税の還付申告をされる方

申告者の通帳（または金融機関名と支店名及び口座番号のわかるもの）

【注意！】 代理者口座は不可です。  
 （準確定申告を除く）

3 申告相談日程を確認しましょう！

日程表をみて対象地区・会場を確認しましょう

▶開場… 8時30分 ▶申告相談時間… 9時～15時

相談日	曜日	相談対象地区	会場
2月 10日	金	全地区 給与・年金のみの方	大鰐町地域交流センター「鰐 come」（多目的ホール）
13日	月	全地区 給与・年金のみの方	
14日	火	虹貝・虹貝新田	
15日	水	島田・早瀬野	
16日	木	唐牛（1～5町内）・駒木	
17日	金	唐牛（6～10町内）・駒ノ台・日の出・前田ノ沢	
20日	月	蔵館（1, 2, 3, 6, 7, 8町内）	
21日	火	蔵館（4町内, 5町内A, 5町内B）	
22日	水	元長峰・苦木	
23日	木（祝）	全地区	
24日	金	長峰・九十九森	
27日	月	三ツ目内	
28日	火	居士	
3月 1日	水	高野新田・折紙	
2日	木	八幡館	
3日	金	森山・鯖石	
6日	月	宿川原	
7日	火	大鰐1町内～大鰐5町内B	
8日	水	大鰐6町内A～大鰐7町内A	
9日	木	大鰐7町内B～大鰐10町内	
10日	金	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	
11日	土	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	
12日	日	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	
13日	月	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】	

# 令和5年度（令和4年分）町・県民税申告相談 ①

令和5年1月1日現在、大鰐町内に住所がある方は、令和4年中の収入・所得などについて令和5年3月15日までに大鰐町に申告する必要があります。

申告相談会場の開設期間は、**2月10日（金）から3月13日（月）**までです。

日程などをご確認のうえ、申告相談に向けて必要な書類を整理するなどのご協力をお願いします。なお、1月第4週に「申告説明書」を毎戸配布する予定です。

## 1 申告する必要があるか確認しましょう！

チェックがついたら申告会場へお越しください

次の①から④に当てはまる方は申告する必要があります。

当てはまる項目にチェックマークをつけて確認してみましょう！

### ①給与所得者で次に該当する方

- 勤務先から町へ「給与支払報告書」が提出されない方（提出の有無は勤務先にご確認ください。）
  - 年の途中で退職したため年末調整をしていない方
  - 給与のほかにも収入がある方、または2カ所以上に勤めて給与を受けた方
  - 社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など年末調整に出し忘れた各種控除がある方
- ★収入が給与所得のみで、勤務先が年末調整した給与支払報告書を町に提出する方は申告が不要です。

### ②年金所得者で次に該当する方

- 年金所得以外の所得がある方
  - 収入が非課税年金（遺族年金、障害年金）のみの方
  - 社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除がある方
- ★次の要件に該当する方は申告が不要です。
- ▶収入が公的年金収入のみの65歳未満の方で、年金収入98万円以下の方
  - ▶収入が公的年金収入のみの65歳以上の方で、年金収入148万円以下の方

### ③事業所得などがある方

- 農業  営業  不動産  山林  配当
  - 一時（生命保険の一時金や賞金など）
  - 譲渡（不動産の売却、貴金属や書画を売却して利益を得たなど）
  - 雑（原稿料や講演料、生命保険の個人年金など）
- ★所得がゼロの場合や収支が収入から経費を引いた所得が少額・マイナスの場合であっても申告が必要です。また、譲渡所得（不動産売却など）があった方で、特別控除を受けるためには、**確定申告が必要です。**

### ④休職・求職中であつたために収入がなかった方で次のいずれかに該当する場合は申告しましょう

- 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方  
⇒保険税及び保険料の算定資料となりますので、**必ず申告をお願いします。**
  - 他の市町村に住んでいる方の扶養になっている方
- ④に該当する方は、3月15日～4月15日の間、役場税務課で申告を受付けます。

## 2 申告に必要なものをそろえましょう！

必要書類等にをつけてみましょう

申告相談に行く前に、次の①から⑤までの申告に必要なものを確認し、チェックマークをつけてみましょう！

### ①本人確認書類（代理人が手続きする場合は、代理人と申告者のもの）

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードをお持ちでない方は…  
マイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類が必要です。

### ②利用者識別番号（16桁の番号です）

利用者識別番号を取得した際にプリントアウトしたのものや、税務署から送付された確定申告のお知らせ等、利用者識別番号が記載されている書類をお持ちください。

昨年度、町の申告相談会場で所得税の確定申告書を作成した方は、町で把握しているため不要です。

利用者識別番号の取得方法は「4 利用者識別番号の取得について」をご覧ください。

### ③収入・経費の分かる書類

【給与所得者、公的年金などの所得がある方】

- 源泉徴収票（必ず原本が必要です。）

【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】

- 売上等収入金額がわかるもの
- 必要経費となる領収書など

## 令和5年度（令和4年分）町・県民税申告相談 ②

### 4 利用者識別番号の取得について

大鰐町では、税務署への申告書の提出を電子データで行っております。電子データで提出することにより、税務署との連携がスピーディーに行われるようになり、税務署での還付処理も早く行われるようになったため、今年度も電子データで提出することとしております。申告書を電子データで提出するには16桁の「利用者識別番号」が必要になります。

次の①又は②に該当する方は、【利用者識別番号の取得手順】によって、申告会場へ来る前にあらかじめ利用者識別番号を取得してからお越しください。

①今年度はじめて所得税の確定申告を行う方

②例年、自分で申告書を作成して税務署へ提出している方で、まだ利用者識別番号を取得していない方

次の方法で利用者識別番号を取得しましたら、番号をプリントアウトして申告会場へ持ってきてください。

#### 【利用者識別番号の取得手順】

e-Tax（国税電子申告・納税システム）ホームページの「作成・送信する開始（変更等）届出書の選択」の「開始届出書を作成する」から手順に従って利用者識別番号を取得してください。

URL ([https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs\\_1](https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_1))

### 5 町からのお願い

例年、申告会場が混雑し町民の皆様にはご不便をおかけしております。

新型コロナウイルス感染防止対策のためにも申告相談時間を短縮したいため、領収書などを整理・計算してからご来場くださるようご協力をお願いします。

#### 【医療費控除の申告をされる方】

医療費の明細書をお持ちの方で、明細書に記載のある医療費の領収書は不要です。

医療費の明細書に記載がない医療費の領収書は、受診した人／医療機関／調剤薬局ごとに分けてください。

生命保険の給付金や高額医療費を受け取った方は、給付金額がわかる書類をお持ちください。

予防接種・健診（検診）料は医療費控除の対象にはなりません。健診（検診）の結果、要治療と診断され、治療を受けたときの健診（検診）料は医療費控除の対象となります。

#### 【農業・営業などの事業所得や不動産所得のある方】

科目ごとに仕分けした経費の金額、収入・支出の合計金額

#### ご注意ください

▶必要書類が不足している場合は、再度会場にお越しいただき、申告のやり直しをしていただきますので、ご確認のうえお越しください。

▶令和4年分の所得税の確定申告書をご自身で税務署に提出する方は町への町民税・県民税の申告は不要です。

※申告相談期間中は、担当職員が申告会場に移動します。

税務課窓口での申告相談はできませんのでご了承ください。

所得税・復興特別所得税の納期限は・・・

**3月15日（水）まで**

3月16日以降の確定申告については、本人が税務署へ郵送もしくは直接持参していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

■お問合せ 税務課住民税係 ☎55・6562（直通）

# 軽自動車の新制度について（軽 JNKS・軽 OSS）

令和5年1月より、軽自動車税に係る2つの新システムが導入されます。

## ●軽 JNKS（軽自動車税納付確認システム）

継続検査を受ける際に納税証明書の提示が原則不要になるシステムです。

- ・軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽 JNKS に登録されるまでお時間をいただくことがありますので、早めの納付をお願いいたします。
- ・納付後すぐに車検を受ける場合は、納税通知書に添付されている納税証明書をご提示ください。

軽自動車の車検は、**軽 JNKS** で変わる!

令和5年1月から、  
Jishokusha New Katsun System 2022  
軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、  
継続検査窓口での  
納税証明書の提示が  
不要になります!

納税証明書の提示が原則不要に!  
継続検査申請(OSS/OCR) → 軽自動車検査協会・市町村 → 軽 JNKS 登録

申請者 → 納税通知書 → 納税証明書 → 納税 → 登録

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

**ご注意ください**

- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽 JNKS に登録されるまで対応の旨を要する場合があります。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽 JNKS への登録がされていない場合など、軽 JNKS に関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当にお問い合わせください。

**よくあるお問い合わせ**

Q1 軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽 JNKS での納付確認はできますか?

A1 軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、重機課の窓口やコンビニ等で支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、後日の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。

- ・過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
- ・納税証明書が添付された納税通知書等が手元がない場合

Q2 軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽 JNKS で確認出来る、紙の納税証明書が必要になる場合はありますか?

A2 次のようなケースは、軽 JNKS による納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要になる場合があります。

- ・納付したばかりのため、軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合
- ・中古車の購入直後の場合
- ・他の市区町村へ引っ越し直後の場合
- ・対象車両に適合の異動がある場合

## ●軽 OSS（軽自動車税ワンストップサービス）

軽自動車の新車を購入したとき、オンライン上で手続きできるようになります。

パソコンから24時間365日いつでも検査申請や各種手数料等の納付、地方税の申告納付ができます。

### 【注意点】

- ・令和5年1月よりオンライン手続きが可能になるのは、「新車購入時」のみです。
- ・二輪・原付・小型特殊については、OSS 申請の対象外です。
- ・スマートフォンやタブレットからの申請はできません。

「軽」を買ったら、**軽自動車 OSS**

令和5年1月から  
「新車購入時の軽自動車保有関係手続」が対象に!  
軽自動車OSSは「パソコンからインターネット」で24時間365日いつでも、  
検査の申請、各種手数料や重税の納付、地方税の申告納付ができるサービスです。

- 1 手続のために、行政機関等の窓口に出向く必要がありません。
- 2 申請・申告・納付の各種手続を、順番どおりに一度の流れで行えます。

ワンストップ化  
軽自動車検査協会  
市区町村

インターネットバンキングを利用した納付が可能になります!

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

**ご注意ください**

- 令和5年1月から軽自動車OSSの対象になるのは「新車購入時」の手続のみです。検査申請、検査手数料・注税情報管理手数料・自動車重量税の納付、軽自動車税種別割の申告納付が可能です。
- 二輪・原付・小型特殊は、OSS 申請の対象外です。

**よくあるお問い合わせ**

Q1 OSS申請のために準備しておくものはありますか?

A1 OSS申請の利便性は、パソコン・電子証明書(マイナンバーカード等)、ICカードリーダーの準備が必要です。

Q2 スマートフォン・タブレットからの申請は可能ですか?

A2 軽自動車OSSは、スマートフォン・タブレットからの申請はできません。

Q3 車検証やナンバーはどうやって受け取ればいいですか?

A3 車検証及びナンバー(車両番号標)については、OSS申請の審査終了後に、申請先の軽自動車検査協会の窓口及び別途会場内にある番号交付設備窓口で受け取ってください。

■お問合せ 税務課住民税係 ☎55・6562（直通）

## 町議会議員選挙結果について

12月31日をもって任期満了となる町議会議員の選挙が11月29日告示され、定数10名に対し、現職、元職、新人の計14名が立候補の届出をし、12月4日に町内各投票所で投票が行われました。

即日開票の結果、現職6名・元職2名・新人2名が当選となり、12月5日、町議会議場において、町選挙管理委員会の菊池信雄委員長から当選証書が付与されました。

### ■選挙結果

有権者数 7,923人  
投票者数 4,787人  
投票率 60.42%  
有効投票数 4,755票  
無効投票数 32票

各候補者について得票順でお知らせします。

### 【紹介の見方】

▽氏名・年齢（地区）、所属党派、現職、元職又は新人、  
○数字は当選回数、得票数（あん分票の少数点は切り捨て）、職業

### 【当選】

▽高橋浩二・54歳（大5A）無現、  
② 725票、自営業  
▽三浦道広・53歳（大7A）無新、  
① 648票、会社役員  
▽藤田賀津彦・58歳（唐牛）無新、  
① 466票、会社役員

▽秋田谷和文・73歳（蔵6）無現、  
⑦ 428票、町議会議員

▽須藤尚人・65歳（蔵8）無元  
② 386票、無職

▽山谷博子・65歳（島田）無現、  
② 368票、町議会議員

▽幸山市雄・81歳（大6B）無現、  
⑪ 304票、町議会議員

▽前田一裕・68歳（宿川原）無現、  
② 294票、農業

▽竹内富士子・67歳（大7B）幸現、  
② 286票、町議会議員

▽内海繁勝・80歳（大4）無元、  
⑥ 233票・自営業

### 【落選・次点】

▽中島英臣・71歳（居士）無現、  
③ 228票、スキースクール経営

### 【落選】

▽山田範正・73歳（宿川原）無現、  
① 153票、町議会議員

▽成田元英・72歳（大10）無現、  
② 138票、町議会議員

▽秋元芳江・76歳（九十九森）無元、  
① 98票、無職

### ■お問合せ

選挙管理委員会 ☎48・2111（代）

小さな掛金、大きな補償!!  
スポーツ安全保険に加入しよう!!

スポーツ安全保険とはスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育活動（4名以上の団体）を対象とした保険です。

### ●対象となる事故

団体活動中、往復中の事故。（自動車事故による賠償責任保険は適用外です。）

### ●補償内容

傷害保険（通院、入院、後遺障害、死亡）、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険。

### ●加入受付期間

令和5年3月1日から令和6年3月30日まで

※令和5年度からWEBでの加入のみになります。

### ●保険期間

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで。（令和5年4月1日以降に加入手続をした場合は、翌日の0時から令和6年3月31日24時まで。）

### ●掛金

1人年額800円から11,000円まで。（団体の活動内容、年齢などによって異なります。）

### ■お問合せ 公益財団法人スポーツ安全協会

☎0570・087109 【固定電話（一部IP電話除く。）】

☎03・5510・0033 【携帯電話等】

☎0177・718・1136 【青森県スポーツ安全保険専用電話】

# 町の民生委員・児童委員・主任児童委員を紹介します

## ●民生委員・児童委員ってなに？

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て家庭の見守り役として、また身近な相談相手として地域の安心・安全を支えています。

相談にはいつでも応じますが、必要があれば自宅を訪問し、支援が必要な時には、関係機関である「保健福祉課」や「社会福祉協議会」へのつなぎ役になります。

また、主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

民生委員法では守秘義務が定められており、相談内容等の秘密は守られます。

昨年12月の一斉改選で、新任6名、再任27名の総勢33名で新たに組織されており、下の表のとおり各地区に1人もしくは2人います。しかし、担い手不足により配置されていない地区があるのが現状です。(委員の任期は3年。)

## ●委員の方々へ委嘱状を伝達

町地域交流センター「鰐 come」で12月9日、委嘱状伝達式が行われました。

また、効果的な連携強化を図るため、委員の方々と保健福祉課、社会福祉協議会の担当職員らと顔合わせが行われました。

## ●民生委員・児童委員

大鰐1	嘉瀬 要子
大鰐2	古川 綾子
大鰐3・4・5A	内海 きぬ
大鰐5B・6B 一部	笹森 慶子
大鰐6A・6B 一部	長井 トミ
大鰐6B	廣島加代子
大鰐7A	二川原勝義
	松田 久男
大鰐7B・C	吹田 千草
大鰐8・9	成田 正直
大鰐10	油川美智子
宿川原	山田 裕子
三ツ目内 A	木田 裕
三ツ目内 B	神 敬
居士・折紙	渡邊 睦夫
高野新田	幸山 洋子
虹貝・虹貝新田	畑中 敏子

早瀬野・島田	山内 淳一
八幡館	佐々木勇司
森山	下山 道子
鯖石	(不在)
蔵館1	佐藤理津子
蔵館2・3・4・6	(不在)
蔵館5A	宮原真由美
蔵館5B	笹田真岐子
蔵館7・8	石井 優子
元長峰	山田 壽美
苦木	柴田 富一
長峰	幸山三池子
九十九森	栗林 昌輝
唐牛	工藤 博康
	佐々木たけ子
駒木・駒ノ台・日の出・前田ノ沢	工藤 敏子

## ●主任児童委員

大鰐全域	阿保 香月
	石塚真理子

## ■お問合せ

保健福祉課福祉係 ☎55・6568 (直通)

▶委嘱状伝達式の写真



令和4年度全国統一防火標語

お出かけは

マスク戸締り 火の用心



**甲種防火管理新規講習  
該当する施設は受講を!**

●とき

【第5回】 令和5年3月2日(木)・3日(金)

【1日目】 9時30分～16時10分  
(昼休憩: 12時10分～13時10分)

【2日目】 9時30分～16時20分  
(昼休憩: 11時50分～12時50分)

※2日間の受講が必要です。

●ところ

【第5回】 岩木文化センターあそべる「1階ホール」(弘前市賀田一丁目18番地4) ☎82・3214

●定員 70名

●申込み

【第5回】 令和5年1月30日(月)～2月3日(金)  
消防本部予防課または最寄りの消防署・分署で受付します。なお、申込み受付期間内であっても定員になり次第、受付を終了いたします。

●受講料

講習料は無料ですが、事前に書店等でテキストを購入していただきます。

※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができますのでご覧ください。

(<http://www.hirosakifd.jp/>)

●その他

新型コロナウイルス感染症対策のため、講習会はマスクの着用をお願い致します。



■お問合せ

弘前消防本部予防課 ☎32・5104

**消防水利の確保にご協力ください**

消防署では、火災時に消火活動がスムーズにいくよう防火水槽や消火栓など、消防水利の確保に努めていますが、まれに防火水槽や消火栓の付近に駐車している車が見受けられます。迅速な消火活動を行うため防火水槽や消火栓の付近に車を絶対に駐車しないようにして下さい。

※道路交通法にて消防水利付近は駐車禁止となっております。

特に冬期間は、雪が消防水利の確保の妨げになる恐れがあるため、防火水槽や消火栓の近くに雪を積み上げたりしないようご協力をお願いいたします。

また、狭い道路での駐車は、消防車や救急車の通行の妨げになり、現場への到着が遅れることとなりますので、緊急車両が近づいたら、速やかに車を移動しますよう、よろしくお願いいたします。



■お問合せ

東消防署南分署 ☎48・2108

■大鰐町内の火災・救急発生状況 (11月末累計)

	令和4年	前年比
火災	2件	±0件
救急	386件	+93件



## 暴力団等からの不当要求お断り！

### ●不当要求とは？（一例）

- ・飲食店等を営む者に対してみかじめ料、用心棒料を要求する行為。
- ・書籍や機関誌購入名目で金品を要求する行為。
- ・寄付金や賛助金を要求する行為。
- ・借金の免除、返済の猶予を要求する行為。
- ・クレーム等、因縁を付けて金品を要求する行為。

### ●不当要求を受けてしまったら？～対応要領～

- ・落ちていて相手の住所・氏名・団体名等と用件を確認しましょう。
- ・対応する場所は、素早く助けを求められることができる場所を選定しましょう。間違っても暴力団組事務所等に出向いてはいけません。
- ・対応の人数は相手より多い人数で対応しましょう。
- ・対応できる時間をあらかじめ相手に伝えておきましょう。
- ・不用意な言動には注意し、即答や約束をしてはいけません。
- ・その場で書類の作成・署名・押印をしてはいけません。
- ・初めから社長等のトップを対応させてはいけません。
- ・湯茶の接待は不要です。
- ・対応内容を録音、ビデオ撮影等して記録化しておきましょう。

不当要求には適切に対応し、断固拒否することが大切です

## 除排雪中の事故を防止しよう

### ●令和3年度の雪害発生状況

#### ①発生件数

215件219人（+82件+86人）死亡者13人（+2人）

#### ②発生要因等

雪下ろし中に屋根や梯子から転落したものが最も多く、次いで屋根雪の落下によるものが多く発生しています。

また、高齢者や1人での作業中に多く発生しています。

### ●除排雪中の事故を防止するため、次のことに気をつけましょう

### 【雪下ろし中の転落事故防止】

- ①「命綱やヘルメットをつける」「滑り止めの付いた靴を履く」などをして、転落防止に十分注意しましょう。
- ②転落時に備え、屋根の下などには雪を残して作業をしましょう。
- ③梯子の昇り降りは、梯子を確実に固定し転落事故防止に十分注意しましょう。
- ④除雪作業は、家族や近所の人にも声を掛けて、できるだけ複数で行うようにしましょう。また、体調が悪い時などは無理をしないようにしましょう。
- ⑤軒下からの屋根の雪落としは、雪の下敷きにならないよう十分注意しましょう。
- ⑥晴れの日には屋根の雪がゆるんでいるので、特に注意しましょう。

### 【除雪機による事故防止】

- ①除雪機の点検や雪詰まりを取り除く時は、必ずエンジンを停止してから行いましょう。
- ②作業中には周りに人を近づけないようにしましょう。また、移動する際にも特に後進するときには後方や足下を確認するなど、自身や周囲の方に注意して作業しましょう。

## 冬道のスリップ事故を防止しよう

### ●冬期間のスリップ事故の特徴（令和4年）

- ①午前7時から8時台に多発傾向にあります。
- ②「追突」事故が最も多く、全体の約6割を占めています。

### ●冬道の安全走行のポイント

- ①ゆとりで走ろう、心と時間と車間距離
  - ・1割以上のスピードダウン
  - ・2倍以上の車間距離
  - ・3分以上早めの出発
- ②カーブ手前では十分に減速を！
- ③降雪や吹雪により視界が悪いときは、昼間でもライトを点灯して、自分の車の存在を相手に見せましょう。
- ④坂道の走行には注意！

・冷え込みの厳しい朝や夜は、道路に雪がなくても路面凍結の恐れがあります。  
・路面が凍結しやすい橋やトンネル、日陰を通行する際は、特に注意しましょう！

1割以上のスピードダウン、2倍以上の車間距離、3分以上早めの出発を！

### ■記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241

**肺がん、中皮腫など石綿関連疾病に罹った方への補償・救済のお知らせ**

石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水など呼吸器系疾病が多く、その潜伏期間は石綿を吸ってから30年以上と非常に長いことが特徴です。

これらの呼吸器系疾病が石綿を吸ったことが原因であると認定された方には、国が運営する労災保険制度もしくは石綿健康被害救済制度から各種給付を受けることができます。

もし、みなさんのご家族の中で、仕事で石綿を取り扱い、または吸ったことがあり、肺がん、中皮腫等の呼吸器系疾病に罹った方、もしくは亡くなられた方がおられましたら、青森労働局労災補償課またはお近くの労働基準監督署へご相談ください。

☎ 青森労働局労災補償課

☎ 0177344115

弘前労働基準監督署

☎ 33・6411

**青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ**

令和4年12月21日からの金額は、次のとおりです。

①鉄鋼業

時間額958円(改定前929円)

②電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額888円(改定前859円)  
③自動車小売業  
時間額919円(改定前890円)

※各種商品小売業については、現在、青森地方最低賃金審査会において金額改定について審議されています。

なお、青森県で働く全ての労働者及び使用者に適用される「青森県最低賃金」は、令和4年10月5日から、時間額853円に改定されています。

業務改善助成金については、コールセンター(☎0120366440)へお問い合わせください。

中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については、青森働き方改革推進支援センター(☎08008001830)へご相談ください。

詳しくは青森労働局ホームページからご覧になれます。

☎ 青森労働局労働基準部賃金室

☎ 0177344114

☎ <https://jstie.mhlw.go.jp/aomori-roundoukyoku/>

**差押財産の公売について**

県では、不動産や動産などの差押財産について、インターネットオークションを利用して売却するインターネット公売を実施しています。

公売情報や入札方法は、青森県のホームページにて随時更新していますので、ご確認のうえ、ぜひご参加ください。

☎ 中南地域県民局県税部納税管理課  
☎ 32・4341(直通)

☎ [https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/008\\_koubaindex.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/008_koubaindex.html)

**青森県立弘前高等技術専門学校 入校生募集案内**

●定員【造園科】15名【ライフライン設備科】20名

●訓練期間 1年間

●対象者 離職者、求職者

●願書受付 令和5年1月4日～令和5年2月8日

●申込先 最寄りのハローワーク

●試験日 令和5年2月17日

●試験科目 作文、面接

☎ 弘前高等技術専門学校

☎ 32・6805

**あおりり性暴力被害者支援センターからのお知らせ**

レイプや強制わいせつなど、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートします。

●「りんごの花ホットライン」

☎ 01777778349(やさしく)  
※専門の研修を受けた相談員が対応します。秘密は厳守します。

●相談受付時間

【月～金】9時～17時  
(右記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、国のコールセンターにつながります。)

☎ 青森県青少年・男女共同参画課  
☎ 01773449228

●県が本センターの運営を委託している公益社団法人あおりり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しております。活動に関心のある方は、左記へ直接お問い合わせください。

☎ 青森(公社)あおりり被害者支援センター  
☎ 0177182085

**裁判所の情報公開手続**

裁判所の情報公開とは、裁判所の保有する司法行政文書を開示する手続です。裁判所は情報公開法の対象外ですが、国民に対する説明責任の観点から、要綱等を定めて手続を行っています。開示の申出は、目的を問わず誰でもできますので、詳しくは裁判所ウェブサイト(情報公開・個人情報保護)をぜひご覧ください。

☎ 青森地方裁判所総務課庶務係  
☎ 01772225421

## 林業退職金共済制度（林退共）へ加入しませんか

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。掛金の一部を国が免除します。雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【事業主の皆様へ】  
 ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。  
 ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。  
 ・詳しいことは、次の連絡先へお問い合わせください。

☎ 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部（〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-2 ニッセイ池袋ビル）  
 ☎ 03・6731・2889  
 ☎ 03・6731・2890

## 中高年のための「再就職支援セミナー」開催

採用されるための就職活動のポイント（仕事の探し方・応募書類の作成・面接等）について、45歳以上の方に特化した内容のセミナーを実施いたします。

●会場・開催日  
 【弘前会場】令和5年1月23日（月）弘前市総合学習センター4F第4研修室  
 【青森会場】令和5年1月24日（火）リンクモア平安閣市民ホール会議室  
 ●時間 13時30分～15時  
 その後 希望者個別相談 15時30分～17時  
 ※当セミナーは雇用保険受給資格者の求職活動として認められます。

☎ 関ネクストキャリアセンターあおもり  
 ☎ 017-723-6350  
 📧 chukounen@ims-hirosaki.com

## 求職者支援訓練のご案内

求職者支援訓練とは、雇用保険を受給できない求職者の早期再就職を目指し、民間の訓練機関が国の認定を受けて実施する職業訓練です。一定の要件を満たした方には訓練期間中に職業訓練受講給付金が支給されます。

【パソコン入門科（短時間）】  
 ●とき 3月3日～6月2日  
 ●ところ J M T C 弘前教室（御幸町）

●申込締め切り 2月7日  
 ●受講料 無料（テキスト代などは自己負担）

●申込方法 事前に弘前公共職業安定所（南富田町）で受講手続きを済ませ、申込締め切り日までに訓練施設へ受講申込書を提出してください。

☎ 弘前公共職業安定所  
 ☎ 38・8609（音声案内42＃）

## B型肝炎訴訟無料電話相談会

●日時 令和5年1月21日（土）10時～18時

●内容 B型肝炎被害対策東北弁護団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います（通話料はかかりません）。

●対象 B型肝炎患者又はそのご家族（患者が亡くなっている場合は、その相続人）  
 ●電話相談の番号  
 ☎ 022-266-9686  
 ☎ 022-266-9687

予約不要です。電話相談会日時に直接お電話ください。

☎ B型肝炎被害対策東北弁護団事務局（小野寺友宏法律事務所内）  
 ☎ 0120-76-0152

## 借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。一人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守・無料です。

●受付時間 月～金（祝日・年末年始除く）8時30分～12時、13時～16時30分  
 ●相談専用電話 ☎ 017-774-6488

☎ 青森県青森財務事務所理財課  
 ☎ 017-722-1463

## 「相続登記はお済みですか月間」無料相談実施について

●相談内容 相続登記および法定相続情報証明制度

●相談期間 令和5年2月1日から同月28日までの1ヶ月間（土・日・祝日は除く）  
 ●相談場所 青森県内の各司法書士事務所  
 ※ご相談にスムーズに対応させていただくために、事前に各司法書士事務所へご相談のご予約をお願いします。

●費用 初回相談無料（2回目以降や具体的な手続きは有料です）

☎ 青森県司法書士会（〒030-0861 青森市長島三丁目5番16号）  
 ☎ 017-776-8398

**弘前地区環境整備センターからのお知らせ**

**「リサイクルそり作り教室」参加者募**

木材や竹ざおの切れ端を使ってそりを作ってみませんか。

●とき 2月4日(土) 9時30分～11時30分

●ところ 弘前地区環境整備センタープラザ棟(弘前市大字町田字筒井6-2)

●講師 尾崎行雄さん

●定員 小学生以上10人(小学生の参加は保護者の同伴が必要です。)

●参加料 無料

●持ち物 特にありません。

●その他 完成後はそり滑りを行いますので長靴、スキウエアなどの防寒着、手袋、帽子を持参してください。

●申込方法 往復はがきに教室名・住所・氏名・年齢・電話番号をご記入の上、1月20日(金) 必着にてご郵送ください。

※往復はがき1枚につき2人まで応募できます。応募多数の場合は抽選で決定し、1月27日(金)までに抽選結果をお知らせします。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。

**「段ボールで科学グッズを作ろう」参加者募集**

段ボールや身近な廃品を使って、不思議で楽しい科学グッズを作ってみませんか。

●とき 2月18日(土) 9時30分～正午

●内容

①リズムよくスイングを続けるスイング鈴

を作ろう

②すごいスピードで走るホバークラフトを作ろう

③白黒模様なのにカラーになるコマを作ろう

●ところ 弘前地区環境整備センタープラザ棟(弘前市大字町田字筒井6-2)

●講師 福田智好さん(弘前市少年少女発明クラブ会長)

●定員 小学生とその保護者15組(参加小学生1人につき保護者1人の同伴とします。)

●参加料 無料

●持ち物 特にありません

●申込方法 往復はがきに教室名・住所・氏名・年齢・電話番号をご記入の上、2月3日(金) 必着にてご郵送ください。

※往復はがき1枚につき2組まで応募できます。応募多数の場合は抽選で決定し、2月10日(金)までに結果をお知らせします。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。

●「小枝のおひな様作り教室」参加者募集

小枝と畳を使っておひな様を作ります。楽しくリユースとリサイクルを体験してオリジナルのおひな様を作ってみませんか。

●とき 2月25日(土) 9時30分～11時30分

●ところ 弘前地区環境整備センタープラザ棟(弘前市大字町田字筒井6-2)

●講師 尾崎行雄さん

●対象 小学生以上10人(小学生の場合は保護者の同伴が必要です。)

●参加料 無料

●持ち物 特にありません。

※作業がしやすく、汚れても構わない服装でお越しください。

●申込方法 往復はがきに教室名・住所・氏名・年齢・電話番号(日中連絡できるもの)をご記入の上2月10日(金) 必着にてご郵送ください。

※往復はがき1枚につき2人まで応募できます。応募多数の場合は抽選で決定し、2月17日(金)までに抽選結果をお知らせします。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。



弘前地区環境整備センタープラザ棟  
(〒036-18314 弘前市大字町田字筒井6-2) ☎36-3388

※受付時間は9時～16時

※月曜日は休館日です。月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となります。

**放送大学入学生募集のお知らせ**

放送大学では、2023年4月入学生を募集しています。

放送大学は、BS放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。「大学を卒業したい」「働きながらスキルアップを目指したい」「家事・育児をしながら学びたい」「リタイア後の学びを楽しみたい」

など、それぞれの目的で、様々な年代や職業の方が学んでいます。詳しい資料を無料でお送りしますので、お気軽にお問い合わせください。

●放送大学の特徴と魅力

- ・放送大学は、正規の通信制大学です。(大学卒業の資格を取得)
- ・学ぶ意欲が入学資格。学力試験はありません。
- ・半年の在学もOK。1科目から学べます。(約300科目を開講)
- ・負担の少ない授業料が魅力です。(1科目/2単位：11,000円)
- ・受講から単位認定試験までオンラインでできますので、「ウィズコロナ時代の学び方」としても注目を集めています。
- ・学習センターやサテライトスペースが、様々な相談に対応します。

●出願期間 令和4年11月26日(土)～令和5年3月14日(火)

※放送大学ウェブページでも受け付けています。

放送大学青森学習センター  
☎38-0500  
八戸サテライトスペース  
☎0178-70-1663  
<https://www.ouj.ac.jp>





# 行事予報



## 1 月

■天候等による日程の変更にご注意ください

28日(土) ○文化財火災防ぎょ訓練(大円寺)

## 2 月

1日(水)～28日(火) ●おおわにアート列車 ※イルミネーションの点灯は、土日祝日の運行のみ。

### ◎『広報おおわに』に掲載の各種催しについて

本誌に掲載した各種催し・教室等について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止や延期、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

### ■11月受付分

## 戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

### お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・<sup>みず</sup>水 <sup>の</sup>野 いとは(唐牛)
- ・<sup>つき</sup>築 <sup>だて</sup>館 <sup>ひ</sup>妃 <sup>な</sup>那(唐牛)
- ・<sup>やま</sup>山 <sup>うち</sup>内 <sup>る</sup>琉 <sup>か</sup>楓(大鰐7A)



### 大鰐町の人口と世帯数

令和4年11月末日現在

人口	8,703人
前月比	-34人
男	4,009人
女	4,694人
平均年齢	56.8歳
世帯数	4,115世帯
前月比	-15世帯

### おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・山田 タコ(96歳) 宿川原
- ・鎌田 浩文(60歳) 蔵館8
- ・木田 盛雄(89歳) 三ツ目内B
- ・松岡 ひとみ(65歳) 虹貝
- ・木田 ヤエ子(76歳) 三ツ目内B
- ・新岡 鐵男(81歳) 蔵館1
- ・外崎 たけ(99歳) 唐牛
- ・瀧本 正春(91歳) 大鰐1
- ・廣島 昭子(85歳) 大鰐8
- ・橋本 総一郎(74歳) 大鰐7A
- ・山谷 弘子(84歳) 九十九森
- ・前田 常雄(93歳) 駒ノ台
- ・神 やさ(94歳) 三ツ目内B
- ・築館 イク(81歳) 唐牛
- ・小野 勇一(54歳) 蔵館5A
- ・山田 きみゑ(86歳) 大鰐10
- ・成田 貞子(93歳) 蔵館5B
- ・田中 貞行(95歳) 大鰐3

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

# わが家のめぐこ

\*1歳の誕生日おめでとう\*



1月～3月に1歳の誕生日を迎えるお子さんを募集します。

★1歳の記念に写真を掲載してみませんか？ (3月号掲載)

★対象  
令和5年1月から3月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

★掲載内容  
お子さんの写真・氏名(ふりがな)・生年月日・住所(町内のみ)

★応募方法  
①お子さんの写真データ1枚  
※写真データは5MB以内  
②お子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・性別・住所(町内も)、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント(お子さんに向け

てのひと言など)を記入したものを前記のものを2月9日(木)【※必着】までにご応募ください。Eメールでの応募の際は、件名に「子どもの写真」と記入をお願いします。  
※なお、件名の記入や必要事項に漏れがあると掲載できない場合がありますので、ご注意ください。

■お問合せ・応募先  
総務課人事行政係  
☎48・2111(代)  
Eメール koho@town.owani.lg.jp

## 3歳児健診 むし歯のない子

12月の3歳児健診でむし歯が無かった子どもたちを紹介します！



たかはし もも  
高橋 桃 ちゃん  
(蔵館5B)



いがらし たける  
五十嵐 文尊 くん  
(鯖石)



やまだ ゆうせい  
山田 悠聖 くん  
(大鰐10)

●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>



### 今月の表紙

12月になり、町にも雪の季節がやってきました。写真は、茶白山公園の山頂から撮影したものです。

夜中のうちに降り積もった雪で、周囲の木々や屋根は真っ白になり、一晩で一面の銀世界に変わりました。

広報おおわに No.732  
令和5年1月号

発行 大鰐町  
編集 大鰐町総務課

〒038-0292  
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字  
羽黒館5番地3

TEL 48・2111  
FAX 47・6742

H P <http://www.town.owani.lg.jp/>  
発行部数 4,100部



湯の郷・雪の郷・りんごの郷

大鰐町



大鰐町HPへ  
ジャンプします